

休眠預金等活用制度について

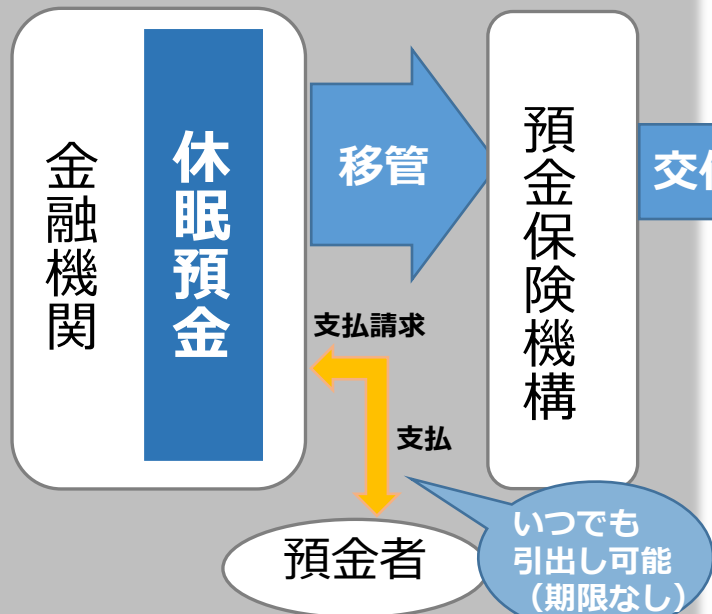
2024年3月

内閣府

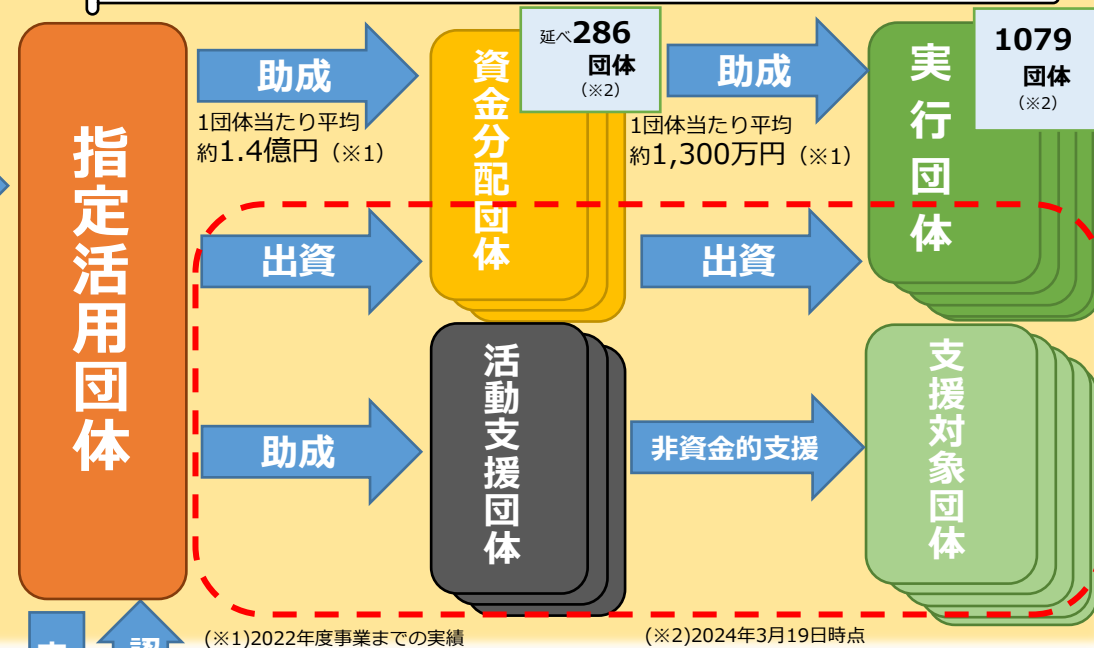
休眠預金等活用制度の全体像

- ◆ 休眠預金等とは、10年以上、入出金等の取引がない預金等を指す。
- ◆ 行政が対応困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として、休眠預金等を活用することにより、民間の団体が行う①子ども若者支援、②生活困難者支援、③地域活性化等支援の活動を支援。
- ◆ 2016年12月に休眠預金等活用法が議員立法で成立し、2019年度から助成事業を実施。2023年6月に同法が改正されたことにより、2024年より活動支援団体や出資事業など新たな支援制度が開始。

10年以上取引のない預金を活用



三層構造で社会の諸課題の解決を支援



申請 ↓ 認可 ↑
内閣府

休眠預金等活用審議会

- ・基本方針、基本計画（毎年度）の策定
- ・指定活用団体の指定、事業計画（毎年度）の認可、監督

休眠預金等の発生額（移管額）及び預金者等への支払額（※4）

	発生額	支払額
2019年度	1,457億円	45億円
2020年度	1,408億円	188億円
2021年度	1,374億円	252億円
2022年度	1,528億円	350億円

(※4) 制度開始以降に発生した休眠預金等に係る支払額

休眠預金等活用制度の基本理念

- ◆ 休眠預金等を活用することにより、民間公益活動の自立した担い手の育成とともに、政府や民間の資金供給を補完し、民間公益活動に関する資金調達環境の整備を目指す。
- ◆ 休眠預金等の活用に当たっては、多様な意見を反映するとともに透明性を確保。また、特定の地域に集中することのないように配慮。
- ◆ 複数年度にわたる助成等の効果的な活用方法により、民間の団体の創意と工夫を十分に発揮。

制度における目標（イメージ）

休眠預金等を活用し 民間公益活動を促進

- ・ 助成等による資金支援
- ・ プログラムオフィサーによる伴走支援 等

特定の社会課題解決の促進 ソーシャルセクターの発展

- ・ 担い手となる団体や専門性の高い人材の育成
- ・ 資金調達環境の整備 等

社会の諸課題の解決のための 自律的かつ持続的な仕組みの構築

- ・ 民間公益活動の持続可能性の確保
- ・ 我が国の社会課題解決能力の向上

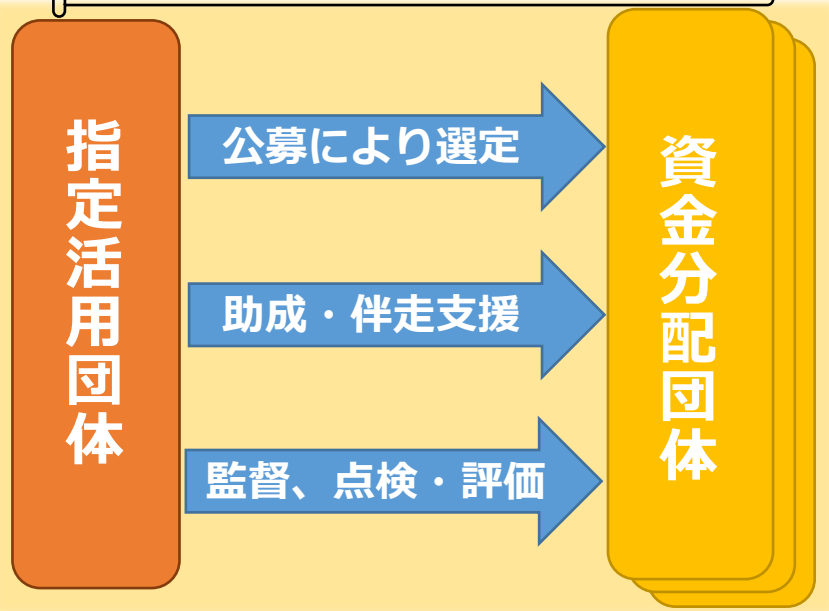
「民間公益活動」の定義

- ① 国や地方公共団体では対応することが難しい**社会の諸課題の解決を図ることを目的として、**
- ② **民間の団体が行う公益に資する活動**（以下のいずれかの活動を指す）で、
 - ・ 子ども及び若者の支援に係る活動
 - ・ 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
 - ・ 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
- ③ 成果を収めることにより**国民一般の利益の一層の増進に資するもの**

指定活用団体について（第1階層）

- ◆ 全国に一を限って内閣総理大臣が指定する一般財団法人であって、民間公益活動促進業務を行う。公募により、日本民間公益活動連携機構（JANPIA）を2019年に指定。
- ◆ 指定活用団体は、事業計画を毎年度作成し、事業方針（3分野で優先的に取り組む課題や、具体的な事業内容など）等を決定。
- ◆ 指定活用団体は、資金分配団体を公募により選定するとともに、当該団体に対する監督や点検・評価を実施。必要に応じて資金分配団体に対する伴走支援も実施。

事業の実施主体・監督責任者



優先的に取り組む課題

- ① **子ども・若者支援**
 - ・ 経済的困窮などの課題を抱える子どもの支援
 - ・ 日常生活などに困難を抱える子ども・若者の育成支援
 - ・ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
- ② **生活困難者支援**
 - ・ 働くことが困難な人への支援
 - ・ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
 - ・ 女性の経済的自立への支援
- ③ **地域活性化等支援**
 - ・ 地域の働く場づくり等の課題解決に向けた取組の支援
 - ・ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

【一般財団法人 日本民間公益活動連携機構】

- ・ 設立：2018年7月
- ・ 英文名称：Japan Network for Public Interest Activities（略称：JANPIA）
- ・ 職員数：43名（2022年10月1日現在）
- ・ ビジョン：「誰ひとり取り残さない持続可能な社会作りへの触媒に。」

ジャンピア

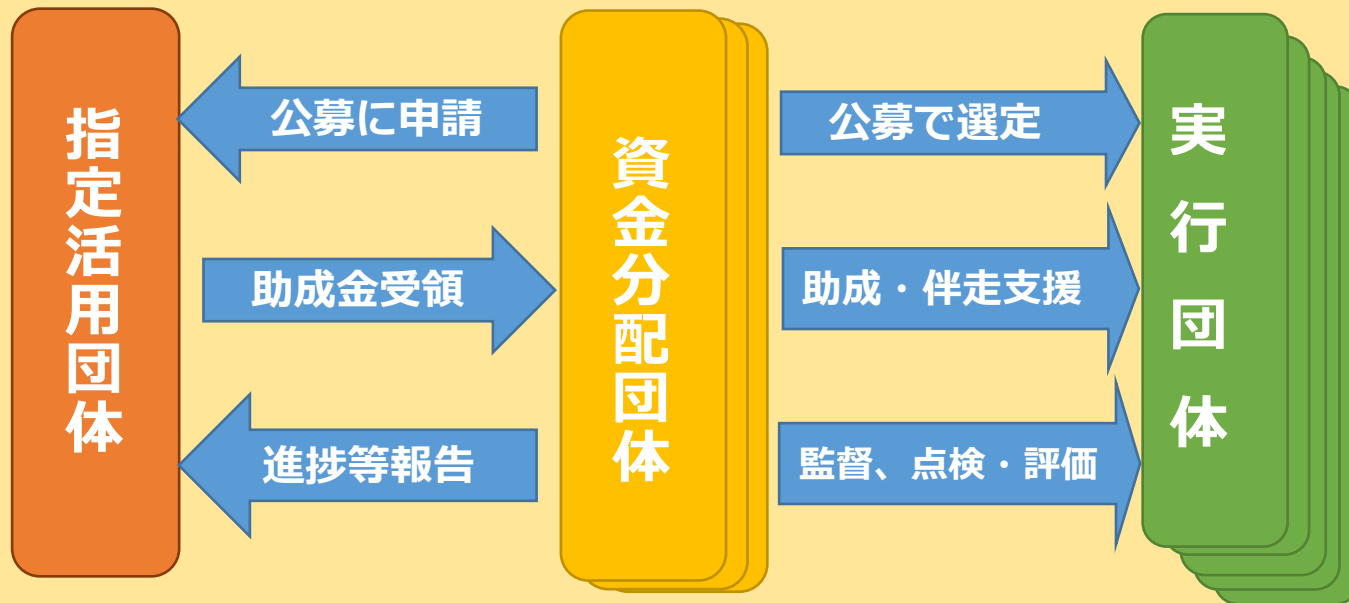
（略称：JANPIA）



資金分配団体について（第2階層）

- ◆ 指定活用団体からの助成金を原資として、実行団体に対して助成等を行う団体。
- ◆ 資金分配団体は、「包括的支援プログラム」（支援対象や支援方法等をまとめた計画）を策定し、実行団体を公募により選定するとともに、当該団体に対する監督や点検・評価を実施。
- ◆ 実行団体に対し、経営支援や成果評価の支援実施などの伴走支援も実施。

特定の社会課題分野や、地域の実情等に精通した団体



資金分配団体数

286団体 (延べ)

(実数：126団体)

資金分配団体による
助成事業数

190事業

(2024年3月19日時点)

【資金分配団体に関する主なデータ】

- ・ 団体種類：公益財団法人、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、認定NPO法人、社会福祉法人、株式会社、公益社団法人 等
※複数団体によるコンソーシアムでの事業実施も可能
- ・ 1事業当たりの平均助成金額：約1.43億円（2022年度事業まで）



実行団体について（第3階層）

- ◆ 資金分配団体からの助成金を活用することにより、社会課題の解決に資する事業を実施する団体。
- ◆ 資金分配団体からの伴走支援（経営支援、評価支援等）を活用し、団体の組織基盤や経営基盤等も強化。
- ◆ 自らの民間公益活動について、成果の達成度合いを重視した「社会的インパクト評価」を実施。

民間公益活動の自立した担い手

資金分配団体

公募に申請

助成金受領

進捗等報告

実行団体

事業実施により
社会課題を解決

実行団体数

1079団体

（2024年3月19日時点）

実行団体の事業例

- ・ 社会から孤立した若者に対するきめ細やかな就労支援
- ・ 発達障害者や知的障害者等の地域交流の支援
- ・ 農業の担い手育成による地域づくりの支援
- ・ コロナ禍における子どもたちの居場所づくりの支援

等

【実行団体に関する主なデータ】

- ・ 団体種類：NPO法人、一般社団法人、株式会社、任意団体、認定NPO法人、社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人 等
- ・ 1事業当たりの平均助成金額：約1,300万円（2022年度事業まで）



これまでの助成事業の活用実績

◆ 2019年度より資金分配団体への助成を開始。助成事業において以下の2つの公募枠を設定。

①**通常枠**：事業期間は**最長3年**、公募は年2回。

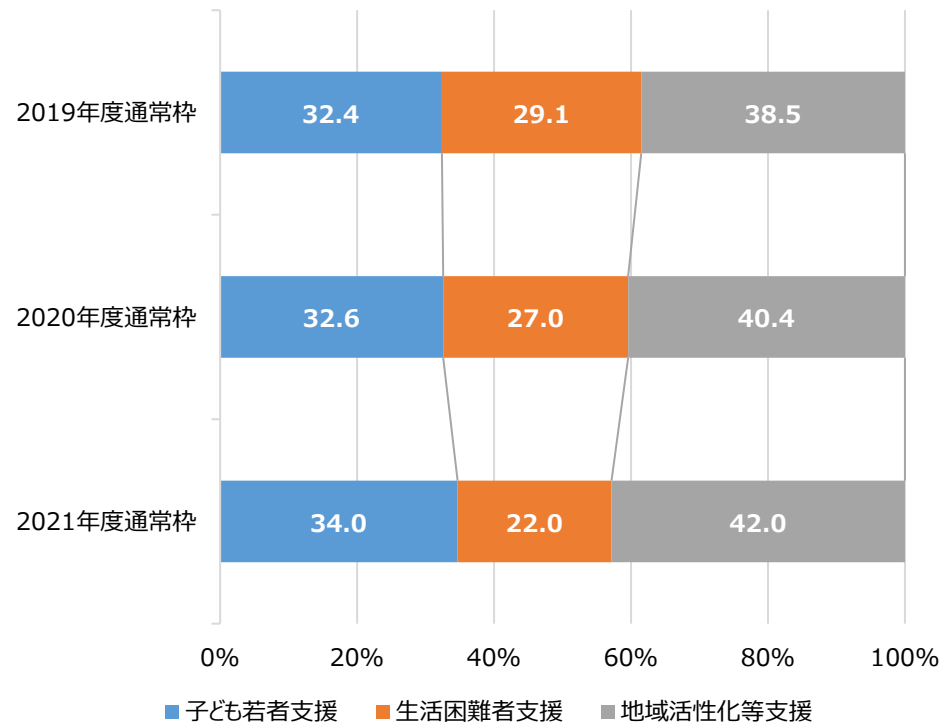
②**緊急枠**：事業期間は**最長1年**、公募は随時受付。21年度までは「コロナ枠」、22～23年度は「コロナ・物価高騰枠」（23年11月に「物価高騰、子育て及びコロナ枠」に改組）として実施

◆ 助成規模は徐々に増加し、これまでの総額は約290億円。3分野では、地域活性化の割合が最も大きい。

助成額 【単位：億円】	①通常枠（限度額）	②緊急枠（限度額）
2019年度	29.8 (30)	3.5 (10)
2020年度	27.9 (33)	36.9 (40)
2021年度	32.7 (36)	24.2 (40)
2022年度	39.9 (40)	26.2 (56)
2023年度	46.9 (50)	21.7 (40)
合計	177.2	112.5

(2024年3月19日時点)

3分野への助成金分配の割合（試算）



※JANPIA「休眠預金等活用事業の現況<データ集> 2023年6月発行」より

法施行5年後の制度見直し

- ◆ 法施行5年に当たり、これまでの評価や課題の検証を通じて、新たな支援体系の創設や支援規模の拡充を決定。法律や基本方針等の改正を経て、2024年から新たな支援制度が開始。
- ◆ 支援体系の第2階層において、人材・情報面からの非資金的支援のみを担う活動支援団体を創設するとともに、これまでの助成に加えて新たな資金提供手法として出資を開始。
- ◆ 今後5年間における助成総額について、これまでの活用額の趨勢を前提に、総額300億円を目安とする中期目標を設定。

主な見直し事項

①非資金的支援の強化

- 人材・情報面からの非資金的支援については、JANPIAや資金分配団体が制度運用の中で実施。
- これらの伴走支援は、ソーシャルセクターの担い手の育成や能力強化に不可欠との認識が現場に浸透。

- 支援体系の第2階層において、非資金的支援を専ら行う**活動支援団体**を創設

②資金支援の多様化

- 制度開始時は、助成手法の活用による制度確立を目指し、運用上、資金分配団体から実行団体への出資は実施せず。
- 助成に比べ、より民間資金が呼び込みやすく、団体の自立促進も期待できる出資に対するニーズの高まり。

- 指定活用団体から資金分配団体（ファンド、株式会社）への資金提供手法として**出資**を追加

③助成額の中期目標

- 制度開始時は、年間20～40億円の範囲（通常枠）で、堅実・慎重に運用
- 助成事業へのニーズは増加傾向（2023年度通常枠は第1回公募のみで当初上限額（40億円）の97%が採択）

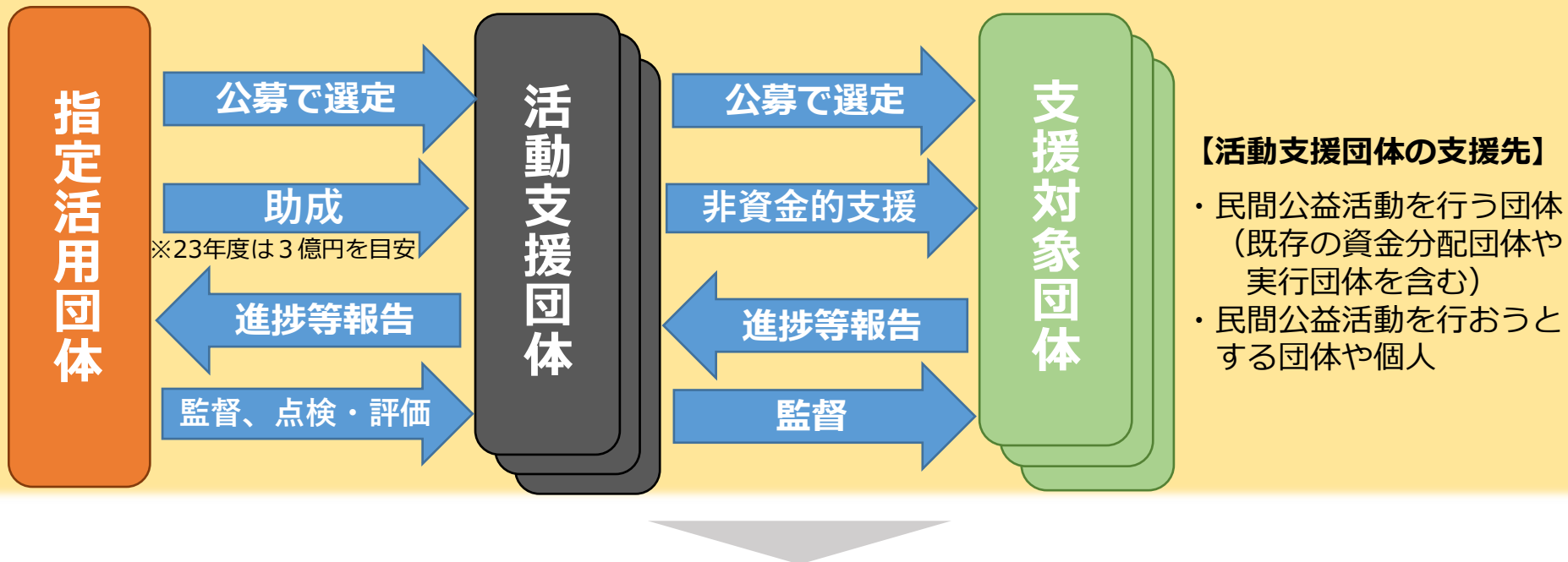
- 今後5年間（2023～2027年度）における助成総額について、**約300億円**を目安とする

社会の諸課題を解決する、自律的かつ持続的な仕組みの構築を促進

活動支援団体の創設

- ◆ 支援体系の第2階層において、非資金的支援（人材・情報面からの支援）を専ら行う活動支援団体を創設。
- ◆ 活動支援団体は、支援対象団体（団体だけでなく個人も含む）が目指すべき姿や実現したい事項に対し、それぞれの抱える組織や活動上の課題に応じて非資金的支援を提供。
- ◆ 活動支援団体の活動を通じて、民間公益活動を行う団体の組織基盤や事業基盤が強化され、新たな民間公益活動の担い手の育成や、ソーシャルセクターの裾野の拡大につながる効果が期待。

人材・情報面の非資金的支援により、民間公益活動の担い手を育成する事業等を実施

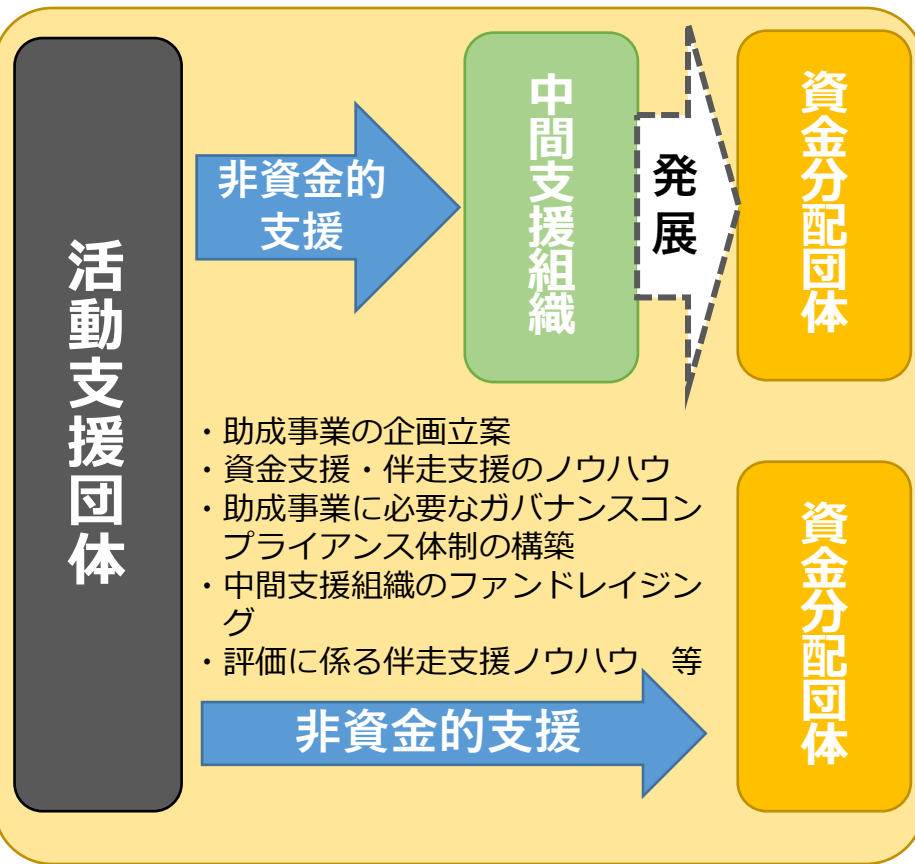


- ・ 民間公益活動の担い手の育成・裾野の拡大等により、資金分配団体の所在空白地域の解消や、休眠預金等の活用領域の多様化を促進
- ・ これらにより、更なる民間公益活動の活発化と社会課題解決の加速が期待

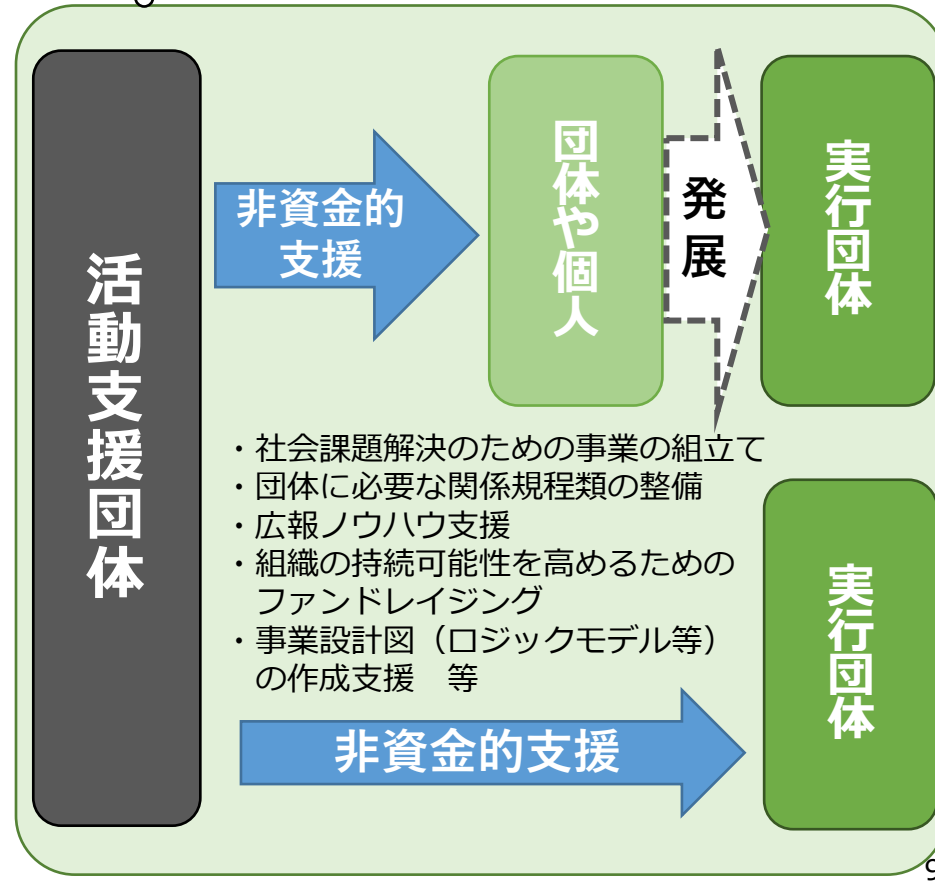
活動支援団体の支援内容

- ◆ 活動支援団体の支援対象は、資金支援の担い手（既存の資金分配団体を含む）と民間公益活動を実施する担い手（既存の実行団体を含む）
- ◆ 活動支援団体の支援内容は、①事業実施（案件形成、ネットワーク形成、プロジェクト支援等）、②組織運営（ガバナンス・コンプライアンス、資金管理等）、③広報・ファンドレイジング、④社会的インパクト評価（評価支援、ロジックモデル作成等）など。
- ◆ 活動支援団体は、原則、いずれかの支援対象を選択。支援内容は、複数分野を組み合わせで選択可。

資金支援の担い手への支援イメージ



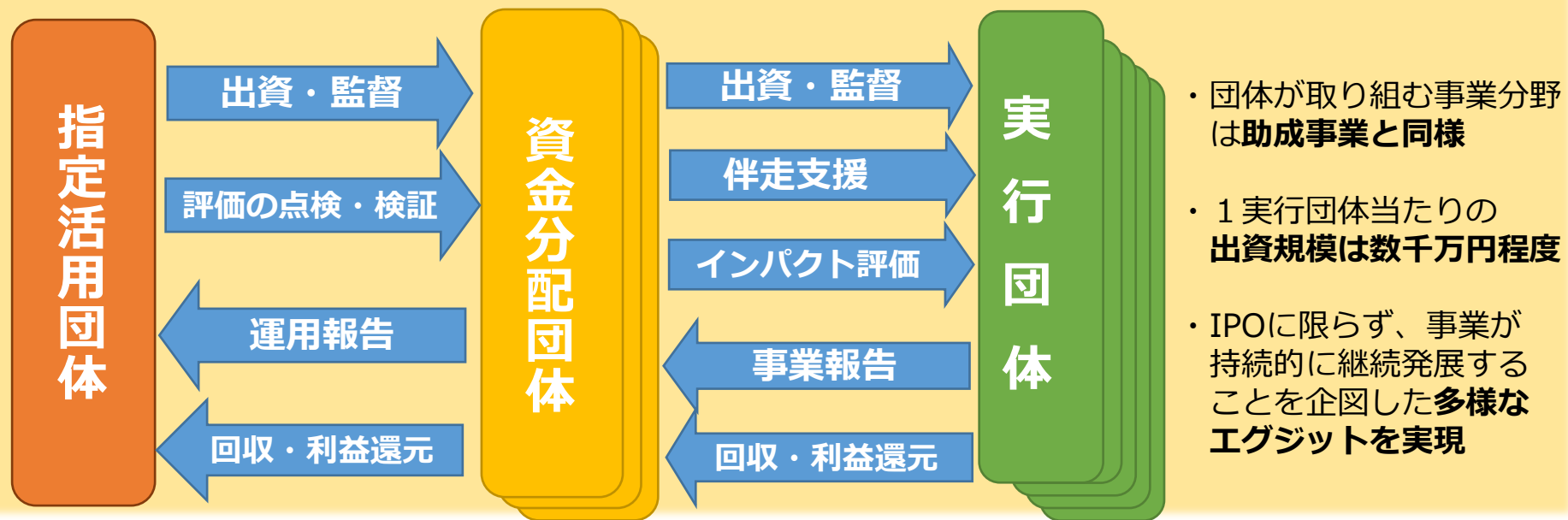
民間公益活動を実施する担い手への支援イメージ



出資事業の開始

- ◆ 民間公益活動の担い手への資金支援手法として、従来の助成に加えて、新たに出資を開始。
- ◆ 指定活用団体から出資を受けた資金分配団体（ファンド、株式会社）は、初期段階のスタートアップなど、民間資金が十分でない社会課題の解決を図る事業に取り組む団体（株式会社）に対して出資を実施。
- ◆ 一定のリスクを許容しつつ、休眠預金等による出資を実現することにより、民間資金の呼び水効果を一層発揮させ、資金調達環境の整備の促進や、社会課題解決に向けた取組の強化等を図る。

新たな資金提供手法として出資事業を開始



- ・ 団体に取り組む事業分野は**助成事業と同様**
- ・ 1 実行団体当たりの**出資規模は数千万円程度**
- ・ IPOに限らず、事業が持続的に継続発展することを企図した**多様なエグジットを実現**

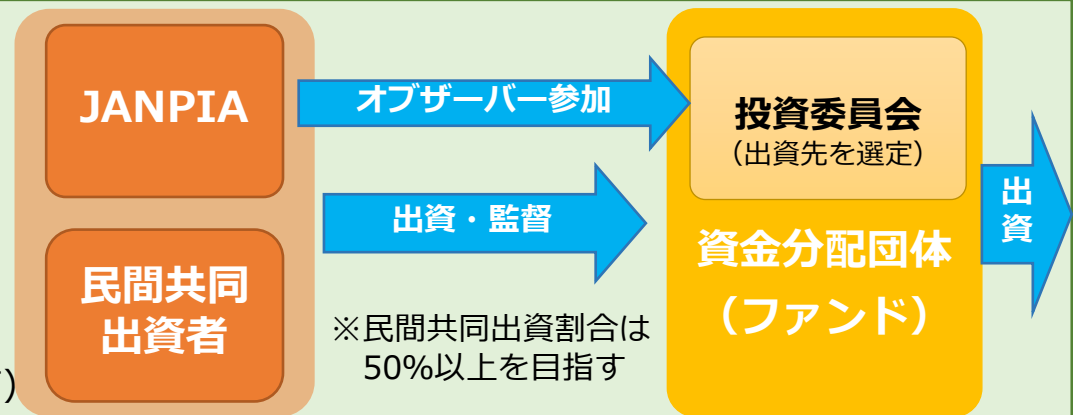
- ・ 民間資金の呼び水効果を一層発揮させ、資金調達環境の整備の促進
- ・ 出資に伴う伴走支援等を通じ、団体の自立化や経営基盤強化の促進

出資事業のスキーム

- ◆ 資金分配団体への出資スキームとして、①ファンド出資型 ②法人出資型を併置。
- ◆ ファンド出資型では、新たなファンド（投資事業有限責任組合）を創設。指定活用団体からファンドへの出資総額は年5～10億円程度とし、金融機関等から広く共同出資を呼び込む。
- ◆ 法人出資型では、複数企業がコンソーシアムを組み、出資・経営支援等を専門的に行う株式会社を設立。長期的な視野で地域の実行団体を育成するなど、持続的な成長を重視した出資が可能。
- ◆ 資金分配団体は、成果可視化のため、毎年、インパクト・レポートを作成し公表。

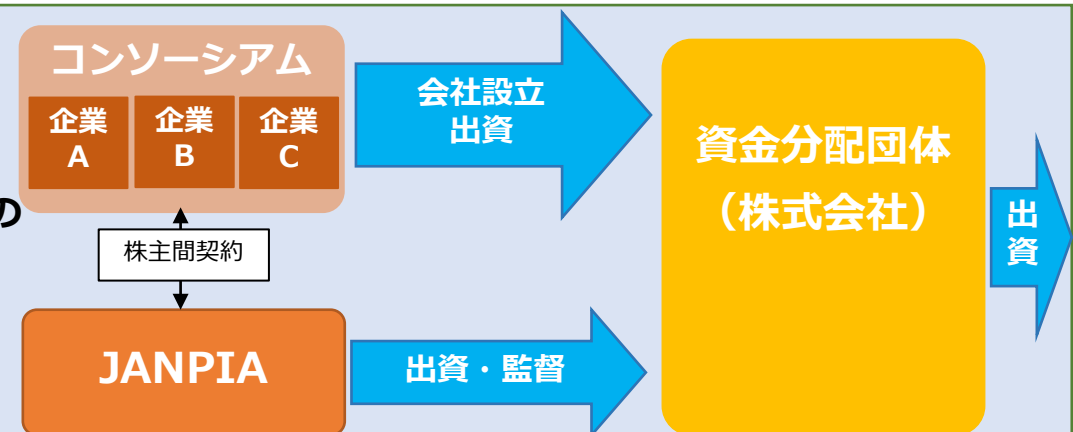
ファンド出資型の特徴

- ・ 資金分配団体はJANPIAと共同出資者からの出資金を原資として、実行団体へ出資
- ・ 実行団体を選定するファンドの投資委員会は、社会課題専門家が関与するとともに、JANPIAがオブザーバーとして参加
- ・ ファンド**存続期間は10年程度**（5年延長可）



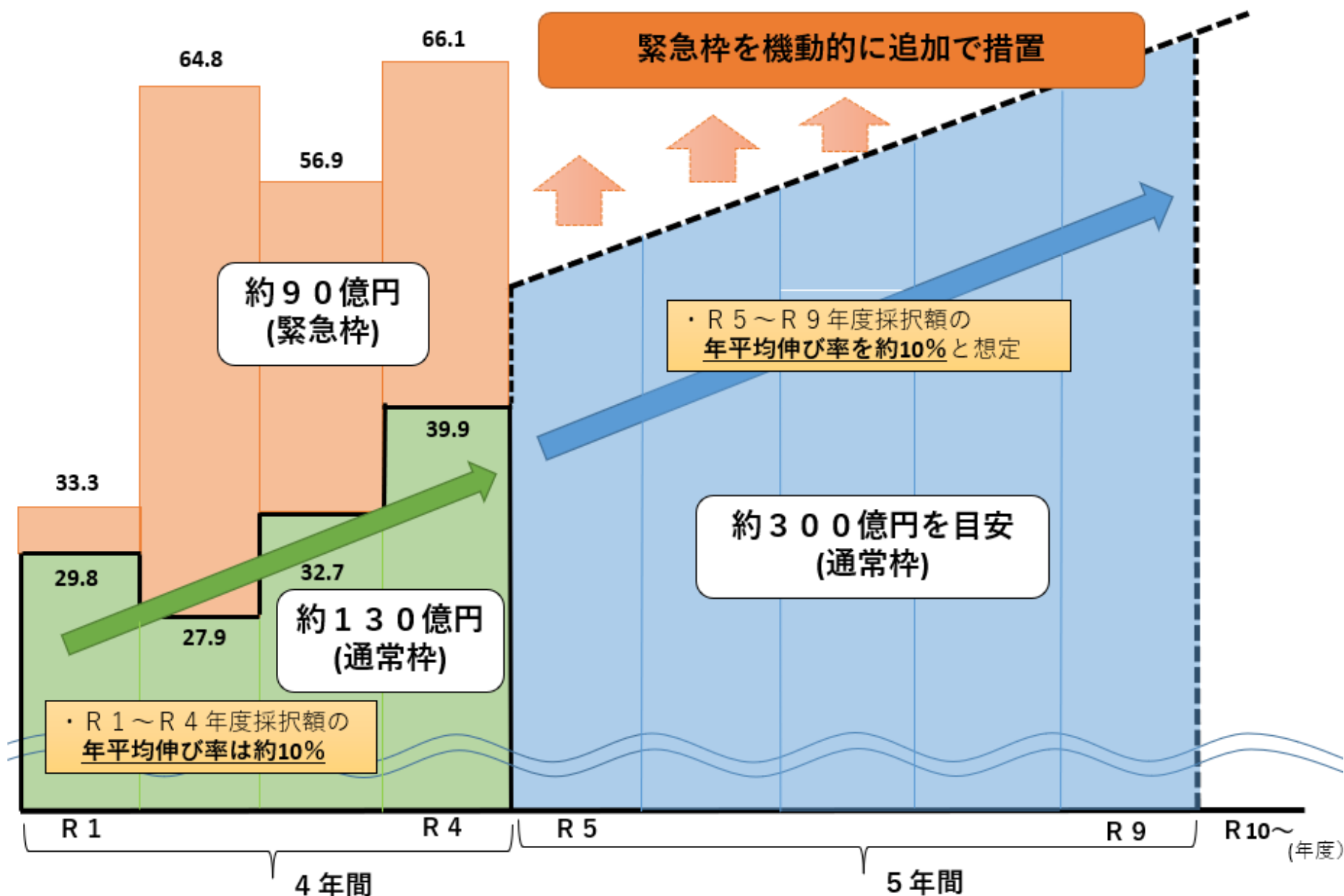
法人出資型の特徴

- ・ 資金分配団体は自己資金とJANPIAからの出資金を原資として、実行団体へ出資
- ・ JANPIAは**10年程度を目安に資金分配団体の株式を売却**
- ・ 株式会社の存続期間は定めず、**JANPIAのエグジット後も事業継続が可能**



助成額の中期目標

- ◆ 2023年度から2027年度における5年間の助成総額（通常枠）については、これまでの活用額の趨勢（年平均伸び率約10%）を念頭に、約300億円を目安とする（2026年度を目途に必要なに応じて見直し）



休眠預金等活用団体の分布状況

- ◆ 特定地域等に集中することのないよう、多様性の確保に留意し資金分配団体・実行団体を毎年度公募により選定した結果、実行団体の活動対象地域は全都道府県があまねくカバーされている。
- ◆ 一方で、資金分配団体が所在しない県もあり、活動支援団体の支援等による資金分配団体の創出を目指す。

実行団体の活動対象地域

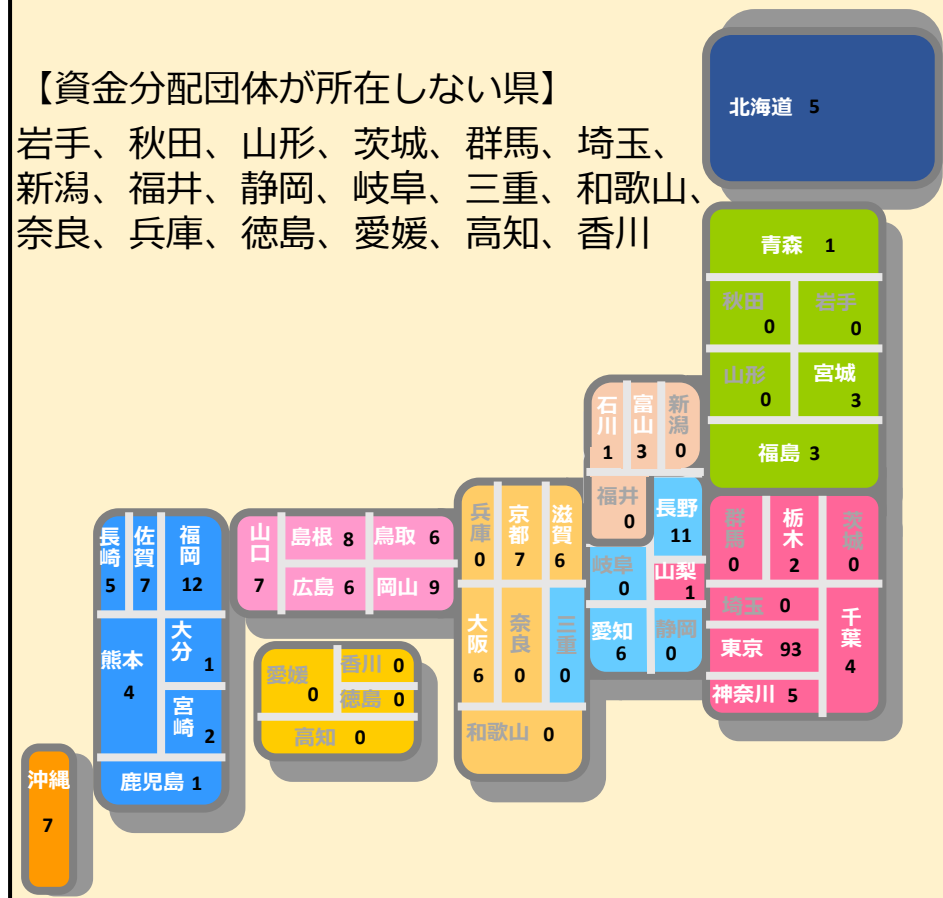
- 2021年度事業で実行団体の事業の空白地域が解消、すべての都道府県が活動対象地域となる。
- 一方で、地域の偏在性（北東北、北関東、北陸、四国などでの事業数が少ない）が見られる。



資金分配団体の所在地

【資金分配団体が所在しない県】

岩手、秋田、山形、茨城、群馬、埼玉、新潟、福井、静岡、岐阜、三重、和歌山、奈良、兵庫、徳島、愛媛、高知、香川



休眠預金等活用制度に関する経緯

年月	事象
2016年5月	・「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（休眠預金等活用法）」成立・公布
2017年4月	・「休眠預金等活用審議会」委員・専門委員の発令
2018年1月	・休眠預金等活用法が全面施行
2018年3月	・「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針（基本方針）」決定
2019年1月	・指定活用団体を「一般財団法人日本民間公益活動連携機構（JANPIA）」に指定
2019年6月	・JANPIAが資金分配団体の公募を開始
2020年5月	・緊急支援枠として、新型コロナ緊急支援枠の公募を開始
2022年5月	・緊急支援枠として、新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援枠の公募を開始
2022年12月	・「休眠預金等活用法の5年後見直しの対応方針」決定
2023年6月	・休眠預金等活用法の改正法 成立・公布
2023年11月	・緊急支援枠として、原油価格・物価高騰、子育て及び新型コロナ緊急支援枠の公募を開始
2023年12月	・基本方針の改定（改正法を踏まえた改定）
	・休眠預金等活用法の改正法 全面施行